

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201700005 平成29年1月23日(山口県) 平成29年4月3日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が給油後、カートリッジタンクを運んでいた際に、灯油がこぼれて当該製品から出火した。 ○当該製品は全体的に焼損していた。 ○当該製品の燃焼筒にすずの付着は認められなかった。 ○しん案内筒の状態から、しんは消火位置まで下がっていたと考えられるが、事故時に当該製品が消火状態であったか、事故後に対震自動消火装置が作動したのかは判断できなかった。 ○油受皿に油漏れは認められなかった。 ○当該製品は給油時自動消火装置の搭載されていない製品であった。 ○カートリッジタンクは膨張しており、事故発生後、本体の近傍で確認された。 ●当該製品は、カートリッジタンクの給油口のロックが不十分であったため、使用者がカートリッジタンクを運んでいた際に灯油がこぼれて引火し、出火したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「給油口は確実に閉め、給油口を下にして、油漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。</p>	
2	A201700161 平成29年5月4日(北海道) 平成29年6月22日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はプッシュ式のガスこんろである。 ○事故発生時、当該製品の上にはカセットこんろが乗った状態であり、周囲にはカセットボンベや猫用のえさが散乱していた。 ○当該製品は全体的に焼損しており、特に背面側が著しく焼損していた。 ○左こんろの器具栓を確認したところ、内部のスピンドルは、操作ボタンが押されている状態の位置で止まっていた。 ○当該製品内部、電気回路部分及びグリル庫内に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は当該製品をほぼ使用していなかったが、ガス栓は開いた状態であった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201700181 平成29年6月17日(香川県) 平成29年6月29日	カセットこんろ	(火災、軽傷1名) 飲食店で当該製品に他社製のカセットボンベを装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、IH調理器を内蔵したテーブルの上に置かれていた。 ○事故発生の10分前に当該製品のこんろの火は消していた。 ○当該製品の底板表面には、IH調理器の加熱コイルと同じ径の焦げ跡が認められた。 ○事故発生時、当該製品に装着されていたカセットボンベの上部缶は、缶体内圧の上昇により生じた膨らみが認められた。 ○IH調理器は、コントロールスイッチの電源を入れると加熱が始まる仕様で、客が操作できる状態であった。 ●当該製品をIH調理器の上に置いて使用していたため、IH調理器のスイッチが入ったことで、当該製品に装着されていたカセットボンベが加熱され、ボンベの内圧が上昇して破裂したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「他の熱源(電気こんろ、魚焼きグリルの排気口、IH調理器)の上で使用や保管をしない。」旨、記載されている。	・A201700182(カセットボンベ)と同一案件
4	A201700182 平成29年6月17日(香川県) 平成29年6月29日	カセットボンベ	(火災、軽傷1名) 飲食店で当該製品を装着していた他社製のカセットこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、IH調理器の上に置かれたカセットこんろに装着されていた。 ○事故発生の10分前に当該製品を装着していたカセットこんろの火は消されていた。 ○当該製品を装着したカセットこんろの底板表面には、IH調理器のコイルと同じ径の焦げ跡が認められた。 ○当該製品の上部缶は、缶体内圧の上昇により生じた膨らみが認められた。 ○IH調理器は、コントロールスイッチの電源を入れると加熱が始まる仕様で、客が操作できる状態であった。 ●IH調理器の上に当該製品を装着したカセットこんろを置いて使用していたため、IH調理器のスイッチが入り、加熱された当該製品の内圧が上昇して破裂したものと推定される。	・A201700181(カセットこんろ)と同一案件
5	A201700449 平成29年10月15日(大阪府) 平成29年10月25日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の外観に異常は認められなかった。 ○天板の裏面とグリル内部の広範囲にすすの付着が認められた。 ○グリル受皿内に多数の焼損した食材残さが認められた。 ○グリル内の排気口周辺に油脂類が焼損した痕跡が認められた。 ○グリル開口部周辺の樹脂に焼損が認められた。 ○バーナー、器具栓等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、手入れ不足で内部に蓄積していた食材残さに着火し、グリル開口部周辺からあふれた炎によって本体内の樹脂等が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「グリル内に食品かすがあると発火する。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201700458 平成29年10月20日(東京都) 平成29年10月30日	屋外式(RF式) ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	(火災) 飲食店で当該製品を汚損し、 周辺を焼損する火災が発生 した。	<p>○当該製品の前方47cmの位置に面格子が設置されており、左方にはエアコンの室外機、上方には飲食店内からつながる換気ダクト、右方には壁があったため、通常の設置環境と比較して換気状態が悪い場所に設置されていた。</p> <p>○当該製品の排気口右端部から製品右側に約20cm、前方に約17cm離れた位置に設置されていたWi-Fiボックスには、当該製品と面している箇所に焼損が認められた。</p> <p>○バーナー部の整流板の空気穴及び燃焼用ファンに多量のほこりが付着し、熱交換器のフィン間にはすすが堆積して閉塞していた。</p> <p>○電気部品に焼損は認められず、ガス及び水漏れも認められなかった。</p> <p>○使用者から「湯が出ない」旨の申出を受け、当該製品設置10か月後に燃焼用ファンを、2年後には熱交換器及びバーナー部を事業者が交換していた。</p> <p>○当該製品の給湯燃焼時間は1日当たり約5時間であり、1日の標準使用時間に対して約5倍であった。</p> <p>●当該製品は、飲食店で使用され、かつ、設置されてから2年後にはすす又はほこりが詰まって熱交換器及びバーナー部等が交換されるほど換気状態の悪い場所に設置されていたため、熱交換器のフィン間にすすが堆積して閉塞状態になり異常燃焼が生じ、事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「製品の寿命が短くなるため業務用のような使い方をしない。」旨、記載されており、工事説明書には、「不完全燃焼の原因となるため、周囲に障害物がなく、空気の流れが停滞することのない場所に設置する。」旨、記載されている。</p>	
7	A201700500 平成29年10月30日(大阪府) 平成29年11月14日	ガスこんろ(都市 ガス用)	(火災) 当該製品を点火したところ、 当該製品が汚損し、周辺を 焼損する火災が発生した。	<p>○ガスファンヒーターを使用中に当該製品を点火したところ、当該製品の下部から炎が出た。</p> <p>○使用者は当該製品の下部にガスファンヒーターに接続されたゴム管を通した状態で当該製品を使用していた。</p> <p>○ガスファンヒーターに接続されたゴム管は常時当該製品の下部に通されており、当該製品下部の中央付近でガス漏れ及び焼損が認められた。</p> <p>○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に異常は認められないことから、当該製品の下部を通過していたガスファンヒーターのゴム管が当該製品のグリル調理時に高温にさらされたことで熱劣化してガス漏れが発生し、ガスファンヒーター使用時に当該製品の左こんろを点火したことで漏れていたガスに引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・A201700530(ゴム管(都市ガス用))と同一案件
8	A201700521 平成29年10月24日(神奈川県) 平成29年11月24日	カセットボンベ	(火災) 当該製品を他社製のカセット こんろに装着して点火したと ころ、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	<p>○使用者が当該製品をカセットこんろに装着し、器具栓つまみを回して点火しようとしたところ、ボンベカバー内部から出火した。</p> <p>○当該製品が取り付けられていたカセットこんろは、他社製品だった。</p> <p>○当該製品と事故発生時のカセットこんろでガス漏れ試験を実施したところ、ガス漏れは認められなかった。</p> <p>○当該製品のパッキンに亀裂、劣化等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品及びカセットこんろともにJIS規格を満たしていた。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・A201700527(カセットこんろ)と同一案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A201700527 平成29年10月24日(神奈川県) 平成29年11月24日	カセットこんろ	(火災) 当該製品に他社製のカセットボンベを装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品にカセットボンベを装着し、器具栓つまみを回して点火しようとしたところ、ボンベカバー内部から出火した。 ○当該製品に接続されていたカセットボンベは、他社製品であった。 ○当該製品と正規品カセットボンベ、事故発生時のカセットボンベ及びその同等品をセットしてガス漏れ試験を実施したところ、ガス漏れは認められなかった。 ○当該製品及びカセットボンベともにJIS規格を満たしており、また、パッキンに亀裂、劣化等の異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201700521(カセットボンベ)と同一案件
10	A201700530 平成29年10月30日(大阪府) 平成29年11月28日	ゴム管(都市ガス用)	(火災) ガスこんろを点火したところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスファンヒーターを使用中にガスこんろに点火したところ、ガスこんろの下部から火が出た。 ○使用者はガスこんろの下部にガスファンヒーターに接続された当該製品を通した状態でガスこんろを使用していた。 ○当該製品は常時ガスこんろの下部に通された状態であり、ガスこんろ下部の中央付近で焼損及びガス漏れが認められた。 ○ガスこんろにガス漏れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品は、焼損部以外の部分に劣化等の異常は認められなかった。 ○ガスこんろの底板の温度は、グリルに水を入れない状態で200℃を超えるため、当該製品が熱劣化してガス漏れが発生したものと考えられた。 ●当該製品は、ガスファンヒーターに常時接続された状態でガスこんろの下部に通されていたため、ガスこんろのグリル調理時に高温にさらされたことで熱劣化してガス漏れが発生し、ガスファンヒーターを使用時にガスこんろを点火したことで漏れていたガスに引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ゴム管はガスこんろの下部を通さない。」旨、警告表記されている。 	・A201700500(ガスこんろ(都市ガス用))と同一案件
11	A201700548 平成29年11月20日(神奈川県) 平成29年12月5日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品のグリルを使用後、グリル庫内から発火した。 ○使用者はグリル水受皿に水を入れないで使用するものと誤認識していた。 ○使用者はグリル使用後に火を消したと勘違いしていた。 ○当該製品の外観(上下面、左右側面、前面、背面)に焼損痕跡及びすすの付着は確認できなかった。 ○グリル水受皿内の焼き網にすすが付着していた。 ○グリル庫内には長年の使用痕跡があり、高温による油脂の焼き付きが確認できた。 ●使用者が当該製品のグリル水受皿に水を入れずにグリルで調理後、グリルの火を消したと勘違いし、継続して加熱し続けたため、グリル内の油脂に着火し、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「グリルを使うときは、グリル水受皿に水を入れる。」、「完全に消火したことを確認する。」旨、記載されている。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A201700549 平成29年11月18日(福岡県) 平成29年12月5日	カセットこんろ(たこ焼き器用)	(火災、軽傷4名) 当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品の周辺を破損し、4名が火傷を負った。	<p>○事故現場では、当該製品と破裂したカセットボンベのほか、破裂していないカセットボンベが確認された。</p> <p>○当該製品の本体側板鋼板がバーナー室側からボンベ室側に向けて変形しており、バーナー室側での破裂により変形した痕跡が認められた。</p> <p>○各部にガス漏れはなく、圧力感知安全装置の作動性にも異常が認められなかった。</p> <p>○バーナー室内にカセットボンベを入れる実験を行った結果、カセットボンベが電極ガードに干渉し、電極ガードがたわんで持ち上がるものの、本体上にたこ焼き器鍋を載せることはできた。</p> <p>○破裂したカセットボンベの上蓋には、内圧上昇により膨らんだ後、衝突により潰れた変形が生じていた。</p> <p>●当該製品内部のバーナー室内にカセットボンベが入った経緯は不明であるが、バーナー室内にカセットボンベが入ったまま、当該製品を使用したため、カセットボンベが過熱して破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・A201700577(カセットボンベ)と同一案件
13	A201700561 平成29年11月18日(兵庫県) 平成29年12月8日	石油温風暖房機(開放式)	(火災、死亡1名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、落下物で著しく変形していた。</p> <p>○樹脂部品の大部分が焼失していた。</p> <p>○燃焼室の奥側にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○バーナーの炎口、点火電極及びフレームロッドに異常は認められなかった。</p> <p>○カートリッジタンクに膨らみはなく、口金は給油口に固着しており、樹脂部が焼失していた。</p> <p>○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。</p> <p>○事故発生現場にあった樹脂製容器と当該製品周辺の残さ物からガソリン成分が検出された。</p> <p>●当該製品に異常は認められず、事故現場で確認された樹脂製容器と当該製品周辺の残さ物からガソリン成分が検出されたことから、使用者が当該製品に誤ってガソリンを給油したため、揮発成分に引火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書及び本体には、「ガソリン使用禁止」旨、記載されている。</p>	
14	A201700568 平成29年11月21日(東京都) 平成29年12月13日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、建物5棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生した。	<p>○使用者が、給油した当該製品のカートリッジタンクの蓋を上にして本体まで運び、本体に戻そうとしたところ、こぼれた灯油が当該製品にかかって出火した。</p> <p>○使用者がカートリッジタンクを本体に戻す前に、蓋をどのように閉めたか、事故発生時に蓋が開いたのか等の詳細は確認できなかった。</p> <p>○事故以前の当該製品の使用に不具合等はなかった。</p> <p>○当該製品の本体は、全体が著しく焼損していた。</p> <p>○油受皿の底面には、さび等の腐食はなく、油漏れの痕跡も認められなかった。</p> <p>○しん調整つまみのスピンドルは時計の10時方向を向いており、消火位置(4時方向)にはなっていなかった。</p> <p>○当該製品はリコール対応機種であったが、カートリッジタンクはリコール対応済みであり、全体的に焼けて膨張していたが、蓋のヒンジにがたつきは認められなかった。</p> <p>●事故発生状況の詳細が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、事故以前の当該製品の使用状況に異常が認められないことや、当該製品に油漏れ等の痕跡がなく、事故後の当該製品のカートリッジタンクが膨張していることから、カートリッジタンクの気密性に異常はなく、油漏れもなかったと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201700577 平成29年11月18日(福岡県) 平成29年12月15日	カセットボンベ	(火災、軽傷4名) 当該製品を他社製のカセット こんろ(たこ焼き器用)に装着 して使用中、爆発を伴う火災 が発生し、当該製品の周辺 を破損し、4名が火傷を負っ た。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、カセットこんろに装着していた当該製品のほかに、破損したカセットボンベがみつかった。 ○当該製品には、容器ガイドや缶胴上下カシメ部に変形が認められた。 ○当該製品に、ガス漏れは生じておらず、耐圧性に異常は認められなかった。 ○カセットこんろの本体側板鋼板がバーナー室側からボンベ側に向けて変形する等、バーナー室側での破裂により変形した痕跡が認められた。 ○カセットこんろ内のバーナー室内にカセットボンベが入った状態での再現試験を行った後、事故発生時と同様な状況であった。 ●当該製品とは別のカセットボンベがカセットこんろ内部のバーナー室内に入った状態で使用したため、バーナー室内にあったカセットボンベが過熱して破裂したものと考えられ、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201700549(カセットこんろ(たこ焼き器用))と同一案件
16	A201700586 平成29年12月8日(兵庫県) 平成29年12月20日	ガストーブ(ガスボンベ式)	(火災、軽傷1名) 当該製品にガスボンベを装 着したところ、当該製品及び 周辺を焼損する火災が発生 し、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を使用中にガスがなくなったため、ガスボンベを交換する際に未使用のガスボンベを装着しようとしたところ出火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、取っ手の取付部の樹脂が焼損、溶融していたが、その他の部位に異常は認められなかった。 ○ガスボンベは純正品を使用していた。 ○当該製品のガスボンベの接続部に異常は認められず、ガスボンベは正常に装着することができ、点火したところ正常に燃焼し、各接続部にガス漏れは認められなかった。 ○ガスボンベを回して切込部を横側にし、ガスボンベを少し傾けて接続部側に押す(正常ではない装着方法)とステムから液体燃料の漏れが認められた。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品にガスボンベを装着し点火する際に、滞留していたガスに引火して周辺に延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
17	A201700600 平成29年12月2日(京都府) 平成29年12月25日	ゴム管(都市ガス用)	(火災) 当該製品にガス温風暖房機 を接続して使用中、当該製品 及び周辺を焼損する火災が 発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品に接続されていたガス温風暖房機を点火してその場を離れていたところ、ガス温風暖房機付近が燃えていた。 ○当該製品は、焼損部周辺が溶け落ちたエアコン室内機の外装樹脂と溶着していた。 ○当該製品の焼損部は、穴が内部まで貫通していたが、内部の金網に変形や切れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品は、焼損部以外に異常は認められなかった。 ○当該製品の内部のゴムは、NBRの外側がオゾン劣化に強い他のゴムで保護された二層構造であり、焼損部周辺の内部のゴムにオゾン劣化による亀裂は生じていなかった。 ○当該製品に接続されていたガス温風暖房機に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、ヒューズ機構を有するガス栓に接続されていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201700607 平成29年11月29日(三重県) 平成29年12月26日	ガス栓(LPガス用)	(火災、軽傷2名) 飲食店で当該製品に接続していたガスレンジを交換中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に接続されていたガスレンジを交換中、近くでガスこんろが使用されていた。 ○当該製品は気密性試験等が実施できる検査孔付の特殊なガス栓であった。 ○作業者は当該製品のつまみを閉止位置にして、ガスレンジとの継手を外した。 ○当該製品のつまみ内部が破損しており、つまみを閉止位置に戻しても内部の栓が回転せず、開放状態になっていた。 ○つまみ内部は手操作では容易に破損しない強度を有していた。 ●当該製品のつまみ内部が破損し内部の栓が開放状態になった時期は不明であるが、つまみ内部が破損していたため、つまみを閉止位置にしても内部の栓が閉止状態にならなかったものと考えられ、内部の栓が開放状態のままガスレンジとの継手を外したことから、ガスが流出して近くで使用していたガスこんろの火が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
19	A201700668 平成29年12月28日(愛知県) 平成30年1月18日	石油温風暖房機 (開放式)	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の前方で炎が上がっていた。 ○当該製品は前面の焼損が強く、背面はほとんど焼けていなかった。 ○当該製品内部は基板、気化器等が焼損していたが、異常燃焼の痕跡や油漏れはなく、出火につながる異常は確認できなかった。 ●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡や油漏れは認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
20	A201700683 平成30年1月14日(東京都) 平成30年1月22日	半密閉式(FE式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店厨房内で使用者が当該製品を使用して給湯中、当該製品の排気フードから出火し、当該製品の周囲の壁を汚損した。 ○当該製品の修理履歴は3回あり、1回目は部品を交換して使用継続できた。 ○2回目も部品を交換して使用継続できたが、事業者が現場改善要望書の発行及び注意ラベル(危険ラベル)を本体に貼り付け、使用者へ注意喚起を促した。 ○3回目は事故発生の2か月前で、燃焼異常による修理依頼であったが、修理部品がなかったことから機器寿命の説明及び買換えの提案を再度使用者に行ったが、使用者は継続使用していた。 ○排気フード及びダクトの内部には、油脂と思われる物質が大量に付着していた。 ●当該製品は、事故以前から燃焼異常が発生しており、事業者は使用者に対して現場改善要望書の発行、危険ラベルの当該製品への貼付、機器寿命の説明及び買換えの提案を行っていたにもかかわらず、使用者が当該製品を継続使用したため、排気フード内の油脂が発火し、事故に至ったものと推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A201700694 平成30年1月13日(宮崎県) 平成30年1月25日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生前日にガソリンスタンドの店員が使用者からの依頼を受け、車に給油したあと、カートリッジタンクにガソリンを給油している。 ○当該製品のカートリッジタンクにすすが付着し、側面には被熱した痕跡が認められた。 ○燃焼筒内部に、異常なすすの付着は認められなかった。 ○油受皿の上面に油受皿から油があふれ出た痕跡が認められ、底面にはすすが著しく付着していた。 ○油受皿及びカートリッジタンクから、ガソリンの陽性反応が認められた。 ●当該製品にガソリンを誤給油して燃焼させたため、異常燃焼が生じて出火したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「ガソリンの使用禁止」旨、記載されている。</p>	
22	A201700699 平成30年1月15日(静岡県) 平成30年1月25日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は事故発生前日の夜に当該製品を使用し、左こんろの火を消したか覚えがなかった。 ○当該製品は左こんろ側の焼損が著しく、左こんろ側天板には焼損した可燃物が多量に付着し、左バーナーキャップは熱変色していた。 ○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品の火を消し忘れたため、周辺に置かれた可燃物が焼損したものと推定される。 <p>なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止。」、「こんろ周辺には可燃物を置かない。」旨、記載されている。</p>	
23	A201700728 平成30年1月29日(神奈川県) 平成30年2月9日	ガスストーブ(開放式、LPガス用)	(火災、重傷1名、軽傷1名) 爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を破損し、1名が重傷、1名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、当該製品が設置されている部屋の電灯スイッチを入れたところ、「ボン」という音がして爆発が起こった。 ○ガス栓からガス用ゴム管を通して当該製品本体までの漏えい検査に異常は認められなかった。 ○事故発生時、当該製品の点火ボタンは「止」の位置にあった。 ○当該製品の背面にある当該製品とガス用ゴム管の接続部付近から本体上部まで、焼損した跡が認められた。 ○当該製品の内部に焼損した跡は認められなかった。 ●事故発生時のガス接続部とガス用ゴム管の接続状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、何らかの原因で当該製品とガス用ゴム管との接続部から漏れたガスが室内に滞留した状態で、使用者が部屋の電灯スイッチを入れたときに滞留していたガスに引火し、爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
24	A201700736 平成30年2月5日(愛知県) 平成30年2月14日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○こたつに入って寝ていたところ、当該製品近くのこたつ布団から炎が上がっていた。 ○前面パネルの表面やルーバーに可燃物は付着していなかった。 ○当該製品の燃焼室等にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンク及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。 ○内部基板から出火した痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201700737 平成30年1月11日(東京都) 平成30年2月14日	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷2名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故現場は木造2階建ての6畳の部屋であった。 ○当該製品には可燃物が付着していた。 ○事故状況や可燃物の詳細については不明であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用中の当該製品に可燃物が接触したため、可燃物が過熱されて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
26	A201700759 平成30年1月25日(茨城県) 平成30年2月22日	石油ストーブ(開放式)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び建物2棟を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を点火してから約2時間半後にしん調節つまみを持ち上げて消火した後、当該製品のタンク室側から炎が上がっていることに気付き、ぬれたタオルで消火したが火は消えなかった。そのとき、置台はぬれていたとの申出内容であった。 ○当該製品は焼損が著しく、側板や天板は大きく変形し、左前に前傾するように潰れかけた状態であった。 ○燃烧筒の内側は部分的にめっきがはがれていたが、内炎筒、外炎筒及び外筒を固定するクロスピンにすすやタールが付着していなかったことから、異常燃焼は認められなかった。 ○カートリッジタンクの樹脂製の油量計や口金内の弁等が焼失しており、胴体の一部に僅かな膨らみとへこみが認められたが、口金は確実に閉まった状態であった。 ○油受皿に腐食等による穴はなく、油漏れの痕跡は認められなかった。 ○当該製品は約11か月前に所有者が給油し、今シーズンは昨年12月頃から4回使用していたとの申出内容であった。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
27	A201700826 平成30年3月7日(三重県) 平成30年3月23日	石油温風暖房機(開放式)	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品付近から「ボン」という音がし、当該製品の前面から見て右側に小さな炎が上がっていた。 ○当該製品周辺には焼損した雑誌、ライター、スプレー缶等が散乱していた。 ○当該製品は焼損していたが、内部の基板や配線は残っており、燃烧部に異常燃焼の痕跡はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	
28	A201700841 平成30年1月19日(三重県) 平成30年3月29日	ガスこんろ(LPGガス用)	(火災、軽傷1名) 建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は事故発生以前に当該製品を使用していたが火を消していた。 ○当該製品は前面と右側面が著しく焼損し、ガラス天板の前側が破損していた。 ○ガラス天板下側に取り付けられているアルミ薄板は多くが残っており、内部から出火した状況ではなかった。 ○操作部分と器具栓は焼損、溶融しているため、使用状況は確認できなかった。 ○グリル庫内に油脂等の炭化物は付着していなかった。 ●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・A201700738(換気扇)と同一案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
29	A201800005 平成30年2月28日(愛知県) 平成30年4月3日	石油温風暖房機 (開放式)	(火災) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	<p>○給油後に点火操作を行ったがすぐに自動停止した。約2時間後に点火操作したところ当該製品から出火した。</p> <p>○当該製品内部及びその周辺からはガソリン反応が検出された。</p> <p>○給油を行った車庫には、灯油の入った樹脂製容器とガソリンの入った樹脂製容器が置かれていた。</p> <p>○当該製品は全体が焼損していたが、出火につながる異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に誤ってガソリンを給油したため、気化したガソリンに点火時の火花等が引火して出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品のカートリッジタンクには、「ガソリン使用禁止」の注意ラベルが貼付されている。</p>	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201600582 平成28年12月31日(東京都) 平成29年1月13日	LEDランプ(電球型)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は断熱施工された照明器具に取り付けられており、点灯中、使用者が樹脂製グローブの変色に気づき、当該製品付近からの発煙を確認した。</p> <p>○グローブは、根本が受熱、変色し、アルミケースから外れていたが、焼損は認められなかった。</p> <p>○動作確認の結果、正常動作が認められ、LED素子の実装基板、電源基板及びその他の電気部品に異常は認められなかった。</p> <p>○照明器具にススや溶融等の発煙した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、断熱施工された照明器具で使用されたために、蓄熱し、グローブ樹脂が変色に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の外装には、「断熱施工された照明器具で使用しない。」旨、照明器具には、「蛍光ランプのみ使用する。」旨、記載されているが、当該製品の購入及び交換時に、断熱施工された照明器具での使用について、使用者が販売店に確認したところ、「使用できる。」旨、回答されていた。</p>	
2	A201600600 平成28年12月28日(兵庫県) 平成29年1月18日	コンセント	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は表面右側の刃受金具を中心に溶融して穴が空いている状態であった。</p> <p>○当該製品に挿入されていた屋内配線は、異常発熱により溶融して痩せ細っていた。</p> <p>○溶融した屋内配線に対応する錠ばねは熱変色していた。</p> <p>○錠ばねの舌片(屋内配線を刃受金具に押さえつける部分)の縁側に溶融痕が認められ、屋内配線の挿入不良が認められた。</p> <p>○刃受金具の刃受部及び接続されていた電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は送り接続されていたが、送り接続先の負荷については確認できなかった。</p> <p>○当該製品を設置、施工した業者は不明であった。</p> <p>●当該製品は、屋内配線の挿入不良により芯線と刃受金具の間で接触不良が生じたため、接続部が異常発熱し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
3	A201600620 平成29年1月15日(東京都) 平成29年1月26日	換気扇	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○入浴後に浴室天井に設置された当該製品のスイッチを入れて換気を始めたところ、発煙、発火した。</p> <p>○当該製品の連結端子が焼損し、芯線を押さえるばねが焼失していた。</p> <p>○当該製品の連結端子に接続されていた電源用電線は両極ともに芯線の先端が溶融していた。</p> <p>○電源用電線は工事説明書に指定された位置に電源用電線の穴の加工が行われておらず、湿気の通る換気穴を通して連結端子に接続されていた。</p> <p>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に接続されていた電源用電線が換気穴を通して連結端子に接続されていたことから、入浴中の湿気が電源用電線等で結露し、その水分が電源用電線を伝って連結端子内部に浸入したため、トラッキング現象が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。</p> <p>なお、工事説明書には、「天井に穴をあけて電源用電線を引き出す。」旨、事業者のホームページには、「正しい施工をしないと内部の充電部に湿気が浸入し、トラッキング現象により発煙、発火につながる。」旨、記載されている。</p>	・使用期間:不明 (製造年月から13年2か月と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201700197 平成29年5月30日(福岡県) 平成29年7月6日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒し、負傷した。	<p>○当該製品は、悪路を走行することを前提に設計されたマウンテンバイクであった。</p> <p>○未舗装の山道を走行後、アスファルト舗装路を下っていたところ、突然前輪が外れ、前のめりに一回転して転倒した。</p> <p>○当該製品は、購入後3回目の使用で、購入時からの走行距離は約100kmであった。</p> <p>○事故直前のブレーキ時に、前輪がぶれるような違和感があった。</p> <p>○前ホークつめの内面及び外面には、擦れ跡が認められた。</p> <p>○前ホークつめと車軸との接触部には、車軸による圧痕が認められた。</p> <p>○前ホークつめには、車輪脱落防止のために補助的な突起が設けられているが、左つめの突起上面に傷が認められた。</p> <p>○山道を想定した未舗装路及び段差(最大5cm)を走行したときの加速度を測定し、同等品を用いて10時間(時速約10kmで100km相当。600回の加振)再現させたところ、カムレバーの緩みは生じなかった。</p> <p>○当該製品のクイックリリース装置及び前輪を同等品に取り付け、JISに基づき車輪の保持力及びクイックリリース装置の解除操作力の試験を行ったところ、基準を満足していた。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に車輪の外れに至る異常は認められないことから、クイックリリース装置のカムレバーが緩んでいたため、走行中の衝撃等により前輪が外れて転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
5	A201700263 平成29年7月24日(神奈川県) 平成29年8月4日	エアコン	(火災) 事務所で異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○事故発生当時、当該製品は運転されていなかったが、当該製品の電源プラグはコンセントに接続されていた。</p> <p>○当該製品の電源プラグ及び電源コードは焼損し、パネルが溶融していたが、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○本体に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:不明 (製造年から11年と推定)
6	A201700278 平成29年8月3日(福井県) 平成29年8月10日	エアコン	(火災) 事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品はファンモーターが収納されている正面右側の一部が焼損していた。</p> <p>○ファンモーターコネクタの端子部が著しく焼損していた。</p> <p>○ファンモーターの電源端子である1番端子(DC140V)及びファンモーターリード線1番端子先端部が焼失していた。</p> <p>○焼損したファンモーターコネクタ部等から、当該製品及び消火剤には含まれないカリウムを含む導電性成分が検出された。</p> <p>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は前面グリルで電源箱を遮蔽しており、ファンモーターは電源箱の奥に取り付けられているため、容易に導電性成分物質は浸入しにくい構造であった。</p> <p>○使用者は、エアコン洗浄業者に当該製品の洗浄を依頼したことはなく、当該製品のフィルター等の清掃は行っていたが、清掃時に洗浄剤は使用していなかった。</p> <p>●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の外部から導電性成分が浸入し、ファンモーターコネクタ部に付着したことにより、端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:13年

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A201700755 平成30年1月13日(愛知県) 平成30年2月20日	コンセント	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品が設置されていた部屋は、物置として使用され、長期間掃除されておらず、湿気も多かった。 ○当該製品に電気製品は接続されていなかった。 ○当該製品は、取付金具の一部が腐食し、内部にほこりの堆積が認められた。 ○刃受金具の片極に溶融痕が認められた。 ○取付金具の固定ねじに溶融痕が認められた。 ●当該製品は、内部にほこりが堆積したため、刃受金具と取付金具の固定ねじ間でトラッキング現象が生じ、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件(案)

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201600420 平成28年10月21日(東京都) 平成28年10月31日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品を落下させてリアパネルが浮いたため、リアパネル固定のため、使用者が自ら加工したくぎをリアパネルに刺し込んだ際に事故が発生した。</p> <p>○当該製品の内蔵リチウムイオン電池セルが焼損していた。</p> <p>○電池セル内部の電極巻回体の外層から中間層にかけて熱損傷が認められたが、内層に熱損傷は認められなかった。</p> <p>○リアパネル端部に空いた穴の位置と内蔵電池セルの熱損傷の位置が一致した。</p> <p>●当該製品のリアパネルに使用者が加工したくぎを刺し込んだ際に、内蔵リチウムイオン電池セルにくぎが刺さり、電池セル内部で短絡し異常発熱したものと推定される。</p> <p>なお、本体及び取扱説明書には、「分解しない。くぎ等の鋭利なものを刺したり、過度な力を加えたりしない。」旨、記載されている。</p>	
2	A201600556 平成28年12月22日(大阪府) 平成28年12月28日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品にドライヤー(1200W)を接続して使用中、タップ側コードプロテクター付近から出火した。</p> <p>○当該製品に接続可能な最大電力は1500Wであった。</p> <p>○当該製品の電源コードは、タップ近傍で焼損しており、タップ側及び電源プラグ側のコードプロテクター付け根部分に屈曲した痕跡が認められた。</p> <p>○焼損箇所には著しく屈曲した痕跡が確認され、内部の芯線は溶断しており、断線部に熔融痕が認められた。</p> <p>○タップ部及び電源プラグ部に焼損は認められなかった。</p> <p>○当該製品の使用期間は10年以上である。</p> <p>●当該製品は、タップ側コードプロテクター部に繰り返し外力が加わり、半断線状態となっていたため、ドライヤー(1200W)の使用中に異常発熱し、芯線が短絡して出火したものと推定される。</p>	
3	A201600592 平成28年12月28日(兵庫県) 平成29年1月16日	ターミナルアダプター	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○無人の事務所から出火し、火元と推定される場所に当該製品とごみ箱が置かれていた。</p> <p>○当該製品は、外郭樹脂のごみ箱に近接する面が著しく溶融していたが、内部の基板に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品に接続されたACアダプターに異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は、事故発生の約15分前にたばこの吸い殻をごみ箱へ捨てていた。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201600630 平成29年1月16日(山口県) 平成29年1月27日	電気毛布	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は、ヒーター部の中央部周辺で焼損していた。</p> <p>○ヒーター部の発熱線及び検知線が断線していたが、断線部に溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○コントローラー、電源コード及び本体までの内部配線に出火の痕跡は認められず、同等品の毛布に接続したところ正常に動作した。</p> <p>○当該製品のコントローラーに同等品の毛布部分を接続し、通電状態で発熱線と検知線を接触させたところ、温度ヒューズが溶断した。</p> <p>●当該製品に出火に至る異常が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
5	A201600643 平成28年12月23日(香川県) 平成29年1月31日	電気こんろ	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○当該製品は、同型品1台と並べて使用されており、ともに製品外郭の焼損が著しかった。</p> <p>○2台ともにスイッチはオン状態で、ヒーターに通電されていた。</p> <p>○当該製品の電源コードに断線及び溶融痕が認められたが、通常の使用において応力のかからないコード中間位置であった。</p> <p>○2台ともにスイッチ部、内部配線、ヒーター部等の電気部品に異常はなく、出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
6	A201600718 平成29年2月14日(長野県) 平成29年2月24日	温水洗浄便座	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、便座後方に焦げ及び穴空きが認められ、当該箇所の便座内部でヒーター線が断線していた。</p> <p>○当該製品の便座側面の便座コードブッシュ部が青く変色していた。</p> <p>○便座内部は、便座コードブッシュ部から後方部にかけて、塩素を含む強酸性の液体が浸入し付着しており、ヒーター線断線部付近を含めて一部のヒーター線被覆は変色し硬化し、ヒーター線を接着しているアルミ箔が異常に腐食していた。</p> <p>○ヒーター線被覆の変色は内部にまで達しており、抵抗線表面が腐食し、塩素が検出された。</p> <p>○事故現場に設置された同一製品についても、当該製品と同様に便座側面の便座コードブッシュ部が青く変色しており、便座後方部の便座内部に液体が浸入し付着した痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品は店舗に設置され、従業員が1日1回、酸性の洗浄剤を使用して清掃していた。</p> <p>●当該製品は、便座内部から塩素を含む強酸性の洗浄剤が検出されたことから、過度な清掃方法により洗浄剤が浸入するとともに、便座着座時の繰り返し応力によりヒーター線が断線し、事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「洗浄ノズルや、本体等のプラスチック部分の手入れをするときは、薄めた台所用洗剤(中性)を使用し、トイレ用洗剤、住宅用洗剤等は使用しない。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A201600719 平成29年2月17日(東京都) 平成29年2月27日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該住宅の漏電遮断機から異臭がして、その後当該製品から異音がして発煙するとともに、電気冷蔵庫が動作しなくなった。 ○事故発生時、当該製品は運転していなかったが、制御基板には通電されていた。 ○制御基板の電解コンデンサーの防爆弁に開放及び焼損が認められた。 ○当該住宅の分電盤内の漏電遮断器外郭に破損が認められ、中性線が焼損し欠相が認められた。 ●当該製品は、分電盤内の漏電遮断器の中性線が欠相した際の過電圧により、当該製品の電解コンデンサーの防爆弁が開放し発煙したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:不明 (販売時期(2010年1月)から7年と推定)
8	A201600729 平成29年2月3日(東京都) 平成29年3月2日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の庫内の食品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○蓋付き樹脂製容器に入れた米飯を、蓋をした状態で、当該製品の自動加熱モード75℃設定で加熱し、その場を離れたところ、庫内の食品が発火した。 ○当該製品の庫内や、内部の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の動作に異常は認められなかった。 ○蓋付き樹脂製容器に米飯約150gを入れ、蓋をした状態で自動加熱モードの75℃設定で加熱した結果、発煙発火には至らなかったが、手動800W設定で加熱したところ、約8分25秒後に発煙した。 ○当該製品の直近5回の使用履歴は、自動加熱モードであった。 ○取扱説明書には、「蓋付きの容器での加熱の場合、自動で加熱しない。」「容器に蓋をして加熱すると、赤外線センサーが検知できずに食品が発煙や発火する恐れがある。」旨、記載されている。 ●当該製品の事故状況が再現できず、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作に異常は認められないことから、樹脂製容器に蓋をして自動加熱したため、赤外線センサーが食品の温度を正常に検知できず、過加熱状態となり、発煙、発火したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 	
9	A201600787 平成29年3月13日(愛媛県) 平成29年3月27日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生当時、当該製品は運転していなかった。 ○当該製品の樹脂製外郭は、熱により溶融、焼損していたが、本体内部の制御基板、ファンモーター等の電気部品、電源コード及びコンセント部は全てが残存しており、焼損していなかった。 ○当該製品の設置場所より下側にあるベッドのマットレス、ガラステーブル及びテーブル下の敷物が焼損していた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	・使用期間:不明 (製造期間から6~7年と推定)
10	A201700019 平成29年3月1日(香川県) 平成29年4月10日	電子レンジ	(重傷1名) 事務所で当該製品を使用中、当該製品のドアを開けて手を入れたところ、左手に火傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を運転中、弁当のあたため具合を確認するため、ドアを開けて左手を数秒間庫内に入れたところ、どこにも触れていないのに火傷をしたとの申し出内容であった。 ○当該製品の外観や庫内に焼損等の異常は認められなかった。 ○ドア開閉時のドアスイッチ部の動作は正常であり、異常は認められなかった。 ○電子レンジ加熱動作は正常に行われていた。 ○当該製品は、赤外線センサーによる温度設定機能を有していた。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
11	A201700040 平成29年3月26日(北海道) 平成29年4月20日	扉(浴室用折戸)	(重傷1名) 当該製品が倒れて背中に当たったことに使用者が驚き、右足指を壁にぶつけ負傷した。	<p>○当該製品の折戸の戸車部において、樹脂製回転軸の部品は戸先側、つり元側ともに、ケースの挿入口のところで戸車が破損欠落しており、樹脂の表面には光沢がなく荒れており若干痩せていた。</p> <p>○樹脂製戸車回転軸部品及び枠等のアルミニウム成形材には、製品に使用されていないナトリウムと塩素が検出され、アルミニウム成形材に残留していた白色付着物はアルカリ性を示した。</p> <p>○現場には、次亜塩素酸ナトリウムを含むカビ取り用洗浄剤があった。</p> <p>○使用者は約1年前から当該製品の開閉時の動きが悪くなってきたと感じていたが、使用を続けていた。</p> <p>●使用者が、次亜塩素酸ナトリウムを含むカビ取り用洗浄剤を使用した際に十分に洗い流さなかったため、洗浄剤が当該製品の樹脂製戸車の回転軸部品に付着し、部品が劣化して破損し折戸の開閉時の動きが悪くなっていたものの、そのまま使用を続けたことで、当該製品が倒れたものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「塩素系カビ防止剤は使用しない。もし流したり付着させたりする場合、水で十分洗い流す。折戸の開閉時に異常を感じた場合は、速やかに建築業者に相談する。」旨、注意表示が記載されている。</p>	
12	A201700100 平成29年5月14日(北海道) 平成29年5月25日	コーヒーメーカー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源コードが電源プラグのコードプロテクター端部で断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○断線部以外のコード部分に著しいねじれが認められた。</p> <p>○本体の動作に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の電源コードに過度な屈曲やねじれが加わったため、コードプロテクター端部で芯線が断線し、スパークが発生して焼損に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「電源コードを引っ張ったり、ねじったりしない。」旨、記載されている。</p>	
13	A201700146 平成29年6月5日(広島県) 平成29年6月15日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の室内機は、事故発生日時運転停止の状態にあった。</p> <p>○当該製品外郭は、正面右側面から天板にかけて焼損していたが、ファンモーター、コンプレッサー等内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:6年
14	A201700167 平成29年5月26日(東京都) 平成29年6月23日	LEDランプ(直管形)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は店舗に設置され、事故発生日の約1か月前から連続点灯されており、事故発生時は、当該製品付属のACアダプター(定格出力DC12V)ではなく、仕様の異なる他社製のACアダプター(定格出力DC24V)が接続されていた。</p> <p>○当該製品のコネクター部に焼損が認められた。</p> <p>○同等品付属のACアダプターを接続し、DC12Vを印可した結果、電流値は約0.63Aであり、コネクター部の最高温度は31.5°Cであったが、DC24Vを印加した結果、電流値は2.8Aであり、コネクター部の最高温度は126°Cに達した。</p> <p>●当該製品は、使用者が誤って定格出力電圧が異なる他社製ACアダプターを接続して使用したことにより、当該製品に定格以上の電圧が印加されて過電流が流れたため、コネクター部が異常発熱して焼損したものと推定される。</p> <p>なお、外装の取扱説明書には使用上の注意として、「付属ACアダプター以外の電源で使用しない。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201700192 平成29年5月4日(京都府) 平成29年7月4日	電気スタンド	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、折りたたまれた敷き布団の上に照明部分を上にした状態で置かれ、その上に掛け布団がかぶせられており、掛け布団は当該製品に接した部分が著しく焼損していた。</p> <p>○外郭樹脂の上部は焼失し、下部は正面から見て右側の2本の蛍光灯部の前面に著しい焼損が認められたが、裏面及び底面は焼損していなかった。</p> <p>○その他の部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○使用者は、普段から当該製品を毎朝4時から7時までの3時間使用しており、点灯させる際はタイマーを使用していたが、消灯は手動であった。</p> <p>○事故発生時は夕方であり、使用者がは前日から留守であった。</p> <p>●使用者が当該製品に布団を掛けた状態で外出し、その後にタイマーで電源が入ったまま長時間放置されたため、蛍光灯の熱がこもって布団が焼損したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「不安定な場所や、燃えやすいものの近くで使用しない。」旨、記載されている。</p>	
16	A201700237 平成29年1月(兵庫県) 平成29年7月25日	水槽用ろ過器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、屋内のコンセントからベランダに引き出した延長コードに接続されていた。</p> <p>○モーターは、周辺が著しく焼損しており、外郭樹脂や発泡スチロールが溶融して固着していたが、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードは、本体引出部から3cmの位置で芯線が断線しており、溶融痕が認められた。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部に溶融痕が認められることから、電源コードに応力が加わったため断線し、スパークして周辺の可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
17	A201700264 平成29年4月25日(東京都) 平成29年8月4日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 保護者が乳児(6ヶ月)を前に抱っこした状態で当該製品で走行中、電柱に衝突、保護者が負傷した。	<p>○使用者は、乳児(6か月)を前抱っこした状態で当該製品で走行中、電柱に衝突して負傷した。</p> <p>○事故現場は、住宅街でアスファルト舗装された道幅5mの平坦で見通しの良い緩やかなカーブの道路であった。</p> <p>○後ブレーキレバーはレバー軸付近で折損していたが、ブレーキワイヤーがつながっていたため、ブラケットに接続された状態であり、前ブレーキは正常に作動する状態であった。</p> <p>○当該製品は、2年間、試乗展示車として使用され、複数の者を経て使用者の手に渡ったため、納車時の整備状況、使用頻度や点検状況等は不明であった。</p> <p>○当該製品の前後ブレーキレバーの硬さは同等品と比べ、著しい差は認められなかった。</p> <p>○当該製品の前後ブレーキレバーを使用してJISに基づくブレーキレバーの強度試験を実施した結果、基準を満たしていた。</p> <p>○事故発生時の後ブレーキの状態は不明であったが、当該後ブレーキレバーを当該製品に取り付け、正しく調整し、BAAで定める制動距離を測定したところ、基準を満たしていた。</p> <p>●当該製品は、事故発生時のブレーキの状態及び事故発生時の詳細な状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、折損した後ブレーキレバーの強度がJIS基準を満たしていたこと、当該製品に折損した後ブレーキレバーを取り付け、正しく調整すると、後ブレーキ単独、前ブレーキ単独及び両ブレーキを同時に掛けたときの制動力がいずれもBAA基準を満たしていたことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201700362 平成29年7月31日(埼玉県) 平成29年9月15日	フードミキサー(ブレンダー)	(重傷1名) 当該製品の電源プラグを差したまま手入れをしていたところ、スイッチが入り、指を負傷した。	<p>○当該製品及び同等品の動作確認をしたところ、ONスイッチ又はターボスイッチを押すとモーターがすぐに回転し、スイッチを離すと回転が止まることが確認され、両者の動作に差異は認められなかった。</p> <p>○スイッチの接点に異常は認められなかった。</p> <p>○スイッチの起動荷重を測定し、同等品及び類似品5品と比較したところ、著しい差は認められなかった。</p> <p>●当該製品の動作に異常が認められないことから、使用者が電源プラグを差したまま刃に詰まった異物を取り除こうとした際に誤ってスイッチを押してしまい、事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「電源プラグをコンセントに差し込んだ状態で、カッターの刃に手で触れない。」旨、記載されている。</p>	
19	A201700370 平成29年9月12日(東京都) 平成29年9月20日	ベッド用落下防止柵	(死亡1名) 乳児(6か月)が当該製品とベッドの隙間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。	<p>○当該製品を保護者の寝室とは別の部屋にあるベッドに取り付けて乳児(6か月)を寝かせていたところ、当該製品とベッドの隙間に乳児が挟まった状態で発見された。</p> <p>○当該製品は、一般家庭の室内で使用する成人用ベッド及びマットレスと併用し、生後18か月から60か月の幼児がベッドから転落等することを防止するための幼児用ベビーガードであった。</p> <p>○当該製品が取り付けられていたベッドは、マットレス一体型のベッドであり、当該製品のネット部とベッドの間には、約5cmの隙間が空いていた。</p> <p>○保護者は、取扱説明書を見ながら当該製品を組み立てたが、注意事項は読んでいなかった。</p> <p>○当該製品に傷や破損等の異常は認められず、同等品と比べて寸法等に著しい差は認められなかった。</p> <p>○同等品を用いて乳幼児用ベッドガードのSG基準(CPSA0136)に準拠した試験を行ったところ、基準を満たしていた。</p> <p>●当該製品に事故につながる異常は認められないことから、使用を禁止されているマットレス一体型のベッドに当該製品を使用し、対象年齢より小さな乳児を寝かせていたため、当該製品とベッドの間に隙間が生じ、その隙間に乳児が挟まって事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書、本体表示及び外装には、「対象年齢は18か月～60か月。」、「必ず保護者の監督の下で使用する。」、「ベッド本体とマットレスが一体化したタイプには使用不可。」の旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201700434 平成29年10月12日(兵庫県) 平成29年10月18日	介護ベッド	(死亡1名) 使用者が昇降機能のある当該製品と床の間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。	<p>○使用者が当該製品と床面との間に頸部が挟まった状態で死亡していた。</p> <p>○当該製品は、外観上の異常は認められず、手元スイッチの動作に異常は認められなかった。</p> <p>○ベッドのホルダー一部は、最も下げたときに14cmまで下がりJIS規格(12cm以上)を満たしていたが、使用者の頸部が床から16cmの位置にあったため、当該製品が下がることで頸部が圧迫されると考えられた。</p> <p>○手元スイッチはボタンを押しているときだけ動作する機構であり、コネクタープラグを確認したところ端子間の絶縁性に異常は認められなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「誤操作によりベッドに挟まれる恐れがあるため、掃除、点検等でベッドの下に入る場合は必ず電源プラグを抜く。」「骨折等のけがををする原因になるため、ベッドの下にもぐり込んだり、手や足を入れたりしない。」旨、記載されている。</p> <p>●事故発生時の状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者が当該製品の下に頭部を潜り込ませた状態で手元スイッチのボタンが押されたため、下がってきた当該製品のサイドレールホルダーと床面との間に頸部が挟まり死亡したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
21	A201700446 平成29年10月2日(福岡県) 平成29年10月23日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は事故発生の約1か月前から使用されておらず、洗濯槽には何も入っていなかった。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品のほとんどが焼失していた。</p> <p>○運転用コンデンサー及びモーターに異常は認められなかった。</p> <p>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:17年
22	A201700447 平成29年10月13日(埼玉県) 平成29年10月24日	電気冷蔵庫	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○爆発音に気付いて確認すると、当該製品の正面右側下部から炎が出ていた。</p> <p>○当該製品下部の機械室が著しく焼損し、上方に向かってウレタン断熱材が焼損していた。</p> <p>○電源基板、モーター、配線、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の右側面に置かれていたごみ箱は著しく焼損していた。</p> <p>●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
23	A201700462 平成29年10月11日(大阪府) 平成29年11月1日	延長コード	(火災) 当該製品に他の電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<p>○当該製品に接続されたエアコンを使用したところ、当該製品のタップ部から出火した。</p> <p>○当該製品のタップ部は、宙づりの状態で使用されていた。</p> <p>○タップ部の刃受け金具は一方が焼失していたが、もう一方に異常は認められなかった。</p> <p>○焼失した刃受け金具の根元付近に溶融痕が認められたが、電源コードとのカシメ部に異常は認められなかった。</p> <p>○電源プラグ及び電源コードに異常は認められなかった。</p> <p>○エアコンの電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、製造後33年経過しており、4、5年前にエアコンの電源プラグが接続される以前の使用状況は不明であった。</p> <p>●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のタップ部にエアコンの電源プラグが宙づりの状態で接続されていたため、使用に伴い接触不良となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A201700469 平成29年10月21日(青森県) 平成29年11月6日	タブレット端末	(火災、軽傷2名) 寮で当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品は、外郭角部で著しく焼損していた。 ○焼損している角部には、アンテナ部品やイヤホンジャックが設置されており、各部品に出火に至る異常は認められなかった。 ○USB端子口周辺が焼損していたが、端子口内部は焼損していなかった。 ○当該製品内部のリチウムイオン電池セルや基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
25	A201700491 平成29年8月30日(兵庫県) 平成29年11月9日	自転車	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。	○使用者が、左手に物を持って当該製品で走行中、突然前輪が沈み込むように身体が前に投げ出され負傷した。 ○当該製品は、前ホークが左右とも破断していた。 ○当該製品の前ホーク左側の破断面は、補強繊維が後方から前方(内側)に向かって切断されていた。 ○当該製品の前輪左側スポークに変形が認められ、その変形位置は前ホーク左側の破断位置と一致していた。 ○当該製品の前ホーク右側の破断は、前ホーク左側が破断したことで荷重が右側に集中したため生じたものと考えられた。 ●使用者が左手に物を持った状態で当該製品を走行中、前ホーク左側から物が挟まり、前ホークが破損したことでバランスを崩して転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
26	A201700501 平成29年11月1日(徳島県) 平成29年11月14日	IH調理器	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、使用者は不在で使用していなかった。 ○当該製品の外郭は著しく焼損していた。 ○制御基板は、局所的に焼損している部位はなく、電気部品は残存しており、また接続する電源コード及び電源プラグに出火した痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、操作基板、加熱コイル等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
27	A201700514 平成29年11月8日(京都府) 平成29年11月17日	電気カーペット	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○カーペットのヒーター線に短絡、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラーケースは、上蓋に著しい焼損が認められたが、裏面は焼損しておらず、内部の基板に焼損や短絡等の出火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラ基板上の温度ヒューズが溶断していたが、温度ヒューズを新品に交換して動作確認を行ったところ、異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201700518 平成29年10月30日(埼玉県) 平成29年11月21日	スリッパ	(重傷1名) 当該製品を履いて 室内を歩行中、転倒 し、胸部を負傷し た。	<p>○当該製品を履いてフローリングの床の上を歩いていたところ後方へ転倒し、胸部を負傷した。</p> <p>○当該製品の外観にほつれや破れ、汚れ等の異常は認められなかった。</p> <p>○耐滑性能を調べるために底材の動摩擦係数を測定したところ、当該製品の方が同等品及び類似品と比べて動摩擦係数が高かった。</p> <p>○底材及び滑り止めの成分は、当該製品と同等品との間に差異は認められなかった。</p> <p>○被験者5名で当該製品、同等品及び類似品を使用してフローリング上での滑りやすさを確認したところ、全ての製品において通常歩行における耐滑性に問題は認められなかった。</p> <p>○使用者の歩き方や身体的特徴などは確認できなかった。</p> <p>●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の耐滑性に異常は認められず、通常歩行する上でも事故に至る異常は認められなかったことから、フローリングと靴底の接触状態、歩行動作等の複合的な要因によって事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
29	A201700523 平成29年10月1日(群馬県) 平成29年11月24日	延長コード	(火災) 店舗で当該製品に 複数の電気製品を 接続して使用中、当 該製品及び周辺を 焼損する火災が発 生した。	<p>○当該製品には、3口延長コードを介して5口延長コードが接続されており、ホットプレート(1300W)等の複数の電気製品が合計1950W接続されていた。</p> <p>○電源プラグ部は栓刃、栓刃可動部、及びカシメ付近の樹脂に焦げが認められ、コードプロテクターには一部変形が認められた。</p> <p>○タップ部のコードプロテクターは溶融し、内部の芯線は2か所に屈曲した痕跡及び断線が認められ、断線箇所にはそれぞれ溶融痕が認められた。</p> <p>●当該製品のタップ部において、コードプロテクター先端付近の電源コードに屈曲等の機械的ストレスが加えられて芯線が半断線となり、当該箇所が過熱、溶融して短絡し、出火に至ったものと推定され、接続可能な最大電力(1500W)を超える多数の電気製品を接続して使用していたことも事故発生に影響したものと考えられる。</p> <p>なお、本体及びパッケージには、「無理に曲げない、ねじらない。」、「合計1500W以内で使用する。」旨、記載されている。</p>	
30	A201700546 平成29年10月12日(大阪府) 平成29年12月4日	ろうそく	(火災、軽傷1名) 当該製品をキャンド ルホルダーに装着し て使用中、当該製品 の周辺を焼損する 火災が発生し、1名 が軽傷を負った。	<p>○事故発生場所から著しく溶融した当該製品が発見された。</p> <p>○事故発生当日の16時頃に使用者の娘(別居)が当該製品に点火し、22時30分に使用者が就寝する際も火がついたままであった。</p> <p>○当該製品は、容器が著しく溶融して原形をとどめておらず、燃料のろうが残っていなかった。</p> <p>○当該製品に二重芯の痕跡は認められなかった。</p> <p>○同等品による再現試験の結果、燃烧時に異物が混入すると液面発火した。</p> <p>○当該製品は敷物の上で使用され、周囲に枯れた花が置かれていた。</p> <p>●事故発生時の詳細な状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、燃烧時に異物が混入したことにより異常燃烧したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「使用中はそばを離れない。」、「周囲に燃えやすいものを置かない。」、「火がついたままで就寝しない。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201700553 平成29年11月5日(大阪府) 平成29年12月7日	電気ストーブ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は、ヒーター部を下に向けて著しく焼損した状態で発見され、周囲に布団等の可燃物が認められた。 ○台座部の樹脂が焼失し、前面ガード部に敷物の一部と推定される樹脂が付着していた。 ○ヒーター部のアルミ製の反射板は、中心部及び上部ヒーター付近で焼失していた。 ○ヒーター、転倒時オフスイッチ部、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
32	A201700591 平成29年11月21日(三重県) 平成29年12月22日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、側腹部を負傷した。	○使用者は窓を清掃するため、曲がり階段の三角形踏面に当該製品を設置し、支柱を完全に開かず、天板に乗っていた。 ○当該製品は支柱4本のうち2本が折損しており、折損部はともに斜め外向きに衝撃荷重が加わったため折損に至っていた。 ○天板と支柱には階段角部に当たったへこみ跡があったが、その他に不具合箇所はなく、支柱の寸法、肉厚、硬度に異常は認められなかった。 ●当該製品の支柱を完全に開ききらない状態で設置し、天板に乗って作業を行ったため、バランスを崩して転倒に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「踏み台を完全に開き、開き止め金具を確実にロックする。」旨、記載されている。	
33	A201700595 平成29年12月17日(栃木県) 平成29年12月22日	エアコン(室外機)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は2階ベランダに設置されており、事故発生時には使用されていなかった。 ○本体の外郭は、コンプレッサー等の電気部品が設置されている部分が焼損しており、樹脂製カバーが焼失していた。 ○制御基板、コンプレッサー等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:5年
34	A201700604 平成29年7月14日(長野県) 平成29年12月26日	バッテリー(鉛蓄電池、魚群探知機用)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、当該製品、同型品及び他社製バッテリーは乗用車で運搬中であり、充電はされていなかった。 ○当該製品は外郭が焼損、破損し内部の電極が露出していた。 ○電極端子が溶融していたものの、当該製品内部から出火した痕跡は認められなかった。 ○同型品に出火の痕跡は認められず、他社製バッテリーの1台にリチウムイオン電池セルの缶体に亀裂が認められ、内部の電極に変形が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・A201700433(バッテリー(リチウムイオン、電動リール用))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
35	A201700605 平成29年11月11日(石川県) 平成29年12月26日	電気洗濯機	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の正面左側面にマグネット式のかごが取り付けられており、中には壁コンセントに接続されたヘアドライヤーが入っていた。 ○当該製品のモーター、コンデンサー、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故現場において、当該製品の左側面に落下していたヘアドライヤーから壁紙に着火したような痕跡が認められた。 ○ヘアドライヤーの焼損は著しく、事業者名等、詳細の特定には至らなかった。 ●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:12年
36	A201700655 平成29年12月19日(鹿児島県) 平成30年1月16日	電気ストーブ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は洗面所に設置されており、当該製品の後ろに掛けてあったタオルが一枚焼損していた。 ○当該製品は正面右側の焼損が著しく、天面カバーに焼損した繊維製品の付着が認められた。 ○切換スイッチは焼損し落下していたが、スイッチ内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーター管や転倒時オフスイッチ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められなかったことから、可燃物が接触して着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
37	A201700686 平成30年1月6日(熊本県) 平成30年1月23日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品をACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はリチウムイオンバッテリーパック収納部が焼損し、天面側溶接部の角付近で裂けていた。 ○本体天面の左右両角部に落下痕が認められ、角部からクラックが液晶画面に走っていた。 ○バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルは、正極側電極板及びセパレーターの大半が焼失しており、負極側電極板は表面のカーボン塗布剤が焼失してはく離し、基材の銅箔は焼損し、天面側に内部短絡による焼損が認められた。 ○バッテリーパックに内蔵されていた過充電保護回路は焼損していたが、安全弁の開きは狭く、充電回路不良時に見られる膨張による安全弁の大きな開きは認められなかった。 ○当該製品の基板に出火の痕跡は認められず、電源を供給したところ正常に動作した。 ○当該製品に接続されていたACアダプターに出火の痕跡は認められず、出力に異常は認められなかった。 ●当該製品に落下等の衝撃が加わったためリチウムイオンバッテリーパックが損傷し、内部短絡して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201700687(ACアダプター(携帯電話機用))と同一事故
38	A201700687 平成30年1月6日(熊本県) 平成30年1月23日	ACアダプター(携帯電話機用)	(火災) 当該製品に携帯電話機を接続して充電中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損しておらず、マイクロUSBコネクタにすずが付着した状態であった。 ○マイクロUSBコネクタのコネクタピンに変形等の異常は認められず、また、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の出力電圧に異常は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた携帯電話機から出火した痕跡が認められた。 ●当該製品に異常は認められないことから、当該製品に接続していた携帯電話機からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201700686(携帯電話機(スマートフォン))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
39	A201700701 平成29年6月30日(大分県) 平成30年1月26日	電気洗濯機	(重傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品の槽内に 右手を入れ、洗濯物 に巻き込まれ負傷し た。	○使用者は、当該製品から洗濯物を取り出す際に脱水槽が停止する前に右手を入れ、洗濯物に手指が巻き込まれた。 ○当該製品は、脱水中に蓋を開けると約4秒で脱水槽は停止し、ブレーキ性能に異常は認められなかった。 ○当該製品には蓋の一部に透明窓の部分があり、回転中の音とともに目視でも脱水槽が回転中であることが確認可能であった。 ●当該製品の脱水槽ブレーキに異常は認められなかったことから、使用者が脱水槽の回転が止まらないうちに洗濯物に手を触れたため、手指が洗濯物に巻き込まれて負傷したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、「脱水槽が完全に止まるまでは絶対に中の洗濯物に手を触れない。洗濯物が指等に巻きつき危険。」旨、記載されている。	・使用期間:不明 (製造時期から22年 と推定)
40	A201700720 平成30年1月3日(長崎県) 平成30年2月6日	電気ストーブ	(火災、死亡2名) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生し、2名が死亡 した。	○当該製品は、本体の正面左側下部を中心に焼損しており、樹脂製ベースは焼失していた。 ○当該製品の切替スイッチは弱の位置であった。 ○ヒーター管の端子や内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
41	A201700786 平成29年12月28日(三重県) 平成30年3月5日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○使用者は衣服を乾かすため、電源の入っていない電気こたつの中に衣服と当該製品を入れ、当該製品の電源スイッチを温風にし、その後外出のため、当該製品の電源スイッチを手探りで切った後、部屋を出る際に当該製品の電源コードに足が引っ掛かったとの申出内容であった。 ○当該製品は、電源スイッチが温風の位置で焼損していた。 ○当該製品本体の電源スイッチ、ファンモーター、ヒーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードはねじれが認められ、本体内部のコードプロテクター入口付近で断線し、溶融痕が認められた。 ●当該製品は、電源コードに過度な応力が加わって断線、スパークして出火した、又は電気こたつの中で衣類の乾燥に使用したため、温風により衣服等の可燃物が過熱されて出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、ねじったりしない。」、「人の毛髪の乾燥や整髪以外の使用はしない。」旨、記載されている。	
42	A201700828 平成29年5月20日(三重県) 平成30年3月23日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 転倒し、手指を負傷 した。	○当該製品は足場台脚立であり、使用中に片側の脚が折り畳まれたため、天板が傾いて転倒していた。 ○当該製品に破損や変形はなく、止め具をロックすれば、脚が折り畳まれることはなかった。 ○止め具に異常はなく、ロックは容易に外れない構造であった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	